

平成29年9月分からの保険料率についてのお知らせ～厚生年金保険の保険料率が変わります～

<厚生年金保険>

平成29年9月分から厚生年金保険の保険料率が改定されます。

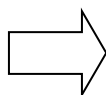
厚生年金保険の保険料率は平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。

今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成29年9月分（同年10月納付分）から平成30年8月分（同年9月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

現行

平成29年9月～

一般の被保険者の方・・・18.182%



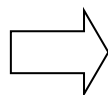
18.300%

現行

平成30年9月～

坑内員・船員の被保険者の方

・・・18.184%



18.300%

～保険料を給料から控除する際の注意点～

給与計算を行う際に保険料を控除しますが、会社によって保険料の控除月が異なっている場合があります。保険料は当月分を翌月末納付のため、9月分の保険料は10月末までに納付となります。

この場合、9月分の保険料をいつ支給する給与から控除するかが問題となります。

通常であれば、10月末の納付に合わせ、10月に支給する給与から控除するため、実際の保険料の変更は10月分の給与計算からとなります。

これに対し、9月分の保険料はあくまでも9月に支給する給与から控除し、9月末の時点では、一旦預り金とし、翌月に納付しているようなケースの場合は、保険料の変更は9月分の給与計算からとなります。

給与計算を行う際には、充分ご注意ください。

※ 平成29年9月分からの厚生年金保険料額表
協会けんぽホームページ参照